

## 大阪広域環境施設組合議会公文書管理規程

平成27年2月4日議長決定

最終改正：令和元年7月31日

大阪広域環境施設組合公文書管理条例（平成26年条例第3号）に基づき、議長が取り扱う公文書の管理については、別に定めるもののほか、大阪広域環境施設組合公文書管理条例施行規則（平成26年規則第6号）及び大阪広域環境施設組合公文書管理規程（平成26年達第1号）の規定の例による。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和元年7月31日議長決定）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。